

セミナー参加のお礼

セミナー出席者各位

先日(11/15)は、平成19年度後期セミナーにご出席下さいまして有難うございました。

今回は趣向を凝らし、健康をテーマとしました。

第1部は、人的資源の根幹であります「健康」です。

社長が健康である。幹部の人が健康である。そして社員も健康である。

このことが、「何が何でも利益を出す会社の源」ではないだろうか、と考えたテーマであります。

今回の内容はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）です。

この分野では道内を中心に大活躍中の管理栄養士（株）ダイエット・F 榊房子社長様よりご講演を頂きました。さすが第1人者です。とても解り易いお話でした。

第2部前半は、「今年の税制改正で特に注意すべき点2つ」を説明致しました。

（まず1つ目）＝（減価償却方法が変わりました。）

①平成19年4月1日以後取得するものの計算方法が、従来の計算は使えなくなりました。

②具体的には → 定率法の場合は

①償却率が全て変わったので新しい償却率になります。

②それと保証率や改定償却率という新しい計算要素が出てきました。

③但し、保証率や改定償却率を使うのは将来の話ですので、今すぐ必要ではありません。今は、その準備が必要になるということです。

③定額法の場合は

①償却率が一部変わりました。

②それと償却費の計算方法が変わりました。

（次に2つ目）＝（役員報酬を増額したり減額した時の法人税の厳しい取扱の再確認です。）

①考え方は、定時株主総会の時に、その直後から毎月の役員報酬を増額したり減額したりすることを決定したものは問題ない。

②しかし、それ以外の時に役員報酬を増額や減額した場合は、支払った月額報酬のうち費用に認められるのは12ヶ月の内1番最低の月額報酬とし、それを上回る部分の各月の役員報酬額は費用に認めず、法人税の対象とするという内容です。

③**（非常に厳しい取扱となっています。）** **（今一度、資料による確認をお願い致します。）**

④万が一、役員報酬を増減する場合は、余分な税金を払わない為にも、予め必ず連絡をお願い致します。

（上記の2つについては、いずれも図解中心に資料を作っています。ご確認下さい。）

第2部後半は、「社長が特に気をつけなければならない数字」についてです。

実は私は社長に対し経営についてセミナーという形でお話をするのは、今回が初めてあります。

それは、昼夜頑張っておられる社長に対し、壇上からお話しするのは失礼と考えていたからです。

ところが、最近、「夜逃げ、倒産、廃業」などに直面し、日夜心を痛めておりました。

私のお客様には、「頑張って利益を出してほしい」、「ツブレて欲しくない」。

この一念でこのテーマと致しました。

- 内容は
- ①儲けること
 - ②お金を増やすこと
 - ③つぶれない会社になること
 - ④スピードについて
 - ⑤しぶとく生き残る為のギリギリの物差し です。

「一切の奇麗事抜き」で「つまり本音で」お話し致しました。

何とかこの苦況といわれる荒波に負けないで欲しいという一念からであります。

この部分のアンケートの結果は、「大変参考になった」が大多数を占めました。

誠に嬉しいことですが、万が一にも私の言葉に非礼の部分がありましたらお許し頂きたいと思っております。

私は「社長業」というのは、実は「モノ凄く大変な業」であると思っています。

経済の戦争→俗っぽく言えば、お金の分捕り合戦でお金を獲得する戦いであります。

そして、戦いに負け続ければ（利益が獲得できなければ）

→市場から追放されるという実に厳しい結果になる訳ですから。

とに角、頑張って利益を出して欲しい。

そして絶対にツブれないで欲しい。

その事を強く強く念じてセミナー出席のお礼とさせていただきます。

本当に有難うございました。

(次回セミナーは平成20年2月7日(木)を予定しております)

平成19年11月20日

税理士 森 富幸

私の事務所は税法のみでなく、会計・会社法についても皆様のお役に立ちたいと考えています。今後共どうぞよろしくお願ひ致します。

セミナーテキストは実はかなりの時間をかけて作成しています。是非ご活用をお願ひ致します。

又、9月より葬儀後の名義変更の業務を開始しました。ご利用を宜しくお願ひ申し上げます。